

財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成27年4月30日)

T-CASA

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた
旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年4月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やました みのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H27.4.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H14	H15.2.21	第4号	指摘	契約締結方法の実態と会計規程を合致するよう改めるべきもの	P7	健康福祉局	健康福祉総務課	H27.3.19
No.2				指摘	再委託契約に係る手続を適正にすべきもの	P7			
No.3				指摘	施設使用許可に至るまでの決裁行為を明確にすべきもの	P7			
No.4				指摘	出納員の印を関係規程で規定すべきもの	P7			
No.5			第3号	意見	高松市社会福祉協議会事業交付金の妥当性について	P13			H27.3.30
No.6	H18	H19.2.21	第2号	意見	火災保険等に係る契約方法の在り方について	P10			H27.3.19
No.7	H19	H20.3.31	第6号	指摘	委託料執行状況の確認を適正にすべきもの	P7	創造都市推進局	観光交流課	H27.3.5
No.8				指摘	予定価格を表記すべきもの	P8			
No.9				指摘	契約の履行に係る検査を適正にすべきもの	P8			
No.10				指摘	非課税とされる通勤手当の額を適正にすべきもの	P8			
No.11				指摘	固定資産に係る財務処理を適正にすべきもの	P8			
No.12				指摘	管理運営業務に係る決算処理を明確にすべきもの	P9			
No.13				意見	会計処理の適正化・合理化について	P9			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度 対象局等	平成14年度 健康福祉部 健康福祉総務課/ 財団法人 高松市福祉事業団		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成15年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月19日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	契約締結方法の実態と会計規程を合致するよう改めるべきもの		
内 容	高松市福祉事業団会計規程では、予定価格200万円以上の業務委託契約については、指名競争入札によることと規定しているが、事業団は、予定価格200万円以上の業務委託契約締結の際、随意契約により契約を締結しているため、実態と同規程を合致するよう改められたい。		
公表文該当 ページ	7ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei14/z221f.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
対 象 団 体	公益財団法人 高松市福祉事業団
措 置 結 果	<p>平成26年度に、指摘事項に対する状況調査を行い、下記のとおり、適正に事務処理を行っていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務委託契約の締結については、平成15年4月1日付けで高松市福祉事業団会計規程を一部改正し、随意契約によることができる場合の金額を、それまでの200万円未満から1,000万円未満に引き上げた。 ② 公益財団法人化に伴い、平成25年4月1日付けで同規程を一部改正し、再び、200万円未満に改めた。 ③ 平成20年度以降、3者の見積合せにより業務委託を締結している。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度 対象局等	平成14年度 健康福祉部 健康福祉総務課／ 財団法人 高松市福祉事業団		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成15年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月19日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	再委託契約に係る手続を適正にすべきもの		
内 容	高松市ふれあい福祉センター勝賀管理運営委託契約書第7条では、「乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定しているが、エレベータ等の施設管理業務については、書面による市の承諾を得ずに第三者に委託しているため、再委託業務契約は、規定に基づき市の承諾後、締結されたい。		
公表文該当 ページ	7ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei14/z221f.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
対 象 団 体	公益財団法人 高松市福祉事業団
措 置 結 果	平成26年度に、指摘事項に対する状況調査を行い、高松市ふれあい福祉センター勝賀におけるエレベーター保守点検業務など専門技術を要する特殊な業務については、平成20年度から「高松市ふれあい福祉センター勝賀指定管理業務の一部再委託の承認について」に基づき、市の承諾を得てから再委託するようし、適正な事務処理を行っていることを確認した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度 対象局等	平成14年度 健康福祉部 健康福祉総務課／ 財団法人 高松市福祉事業団		
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成15年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通知日 平成27年3月19日
指摘・意見 の 項 目	施設使用許可に至るまでの決裁行為を明確にすべきもの		
内 容	事業団が管理運営している施設のうち、高松市ふれあい福祉センター勝賀では、施設使用許可申請に係る決裁行為を行っていないので、同事業団処務規程で決裁区分を規定するなど、使用許可に至るまでの決裁行為を明確にされたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	7ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei14/z221f.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
対 象 団 体	公益財団法人 高松市福祉事業団
措 置 結 果	平成26年度に、指摘事項に対する状況調査を行い、高松市ふれあい福祉センター勝賀の施設使用に係る許可申請については、平成15年4月1日付けで高松市福祉事業団処務規程を一部改正し、ふれあい福祉センター施設等の使用許可に関する決裁区分を明確にするとともに、平成15年度以降、同規程に定められた決裁者までの決裁を受け、適正に使用許可を行っていることを確認した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度 対象局等	平成14年度 健康福祉部 健康福祉総務課／ 財団法人 高松市福祉事業団		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成15年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月30日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	出納員の印を関係規程で規定すべきもの		
内 容	高松市ふれあい福祉センター勝賀の収納金報告書には、「財団法人高松市福祉事業団出納員」の印を押印しているが、同印は同事業団関係規程に規定されていないので、運用実態に合致するよう同関係規程で規定されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	7ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei14/z221f.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
対 象 団 体	公益財団法人 高松市福祉事業団
措 置 結 果	監査結果を受けた後に検討を続けていたが、結論には至らなかったことから、平成26年度から本格的に是正作業に入り、出納員の印については、平成27年3月16日開催の平成27年第1回理事会において、「議案第7号 公益財団法人高松市社会福祉事業団処務規程の一部改正」を提出し、決議を経たことから、平成27年3月16日付けで同規程を一部改正し、出納員の印を規定した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度 対象局等	平成14年度 健康福祉部 健康福祉総務課/ 財団法人 高松市福祉事業団		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成15年2月21日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月30日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	高松市社会福祉協議会事業交付金の妥当性について		
内 容	平成13年度の協議会の貸借対照表をみると、純資産の部「当期活動収支差額」が約8,300万円生じており、財政状態は健全であると認められる。このような状況の中、例年、市は協議会の人件費、維持管理費等に対して約6,100万円の交付金及び約4,000万円の事業費補助金等の合わせて約1億円を超える補助金を交付しているの、特に事業交付金の額が適正であるかどうか、今後、検討されたい。		
公表文該当 ページ	13ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei14/z221s.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>監査結果を受けた後に検討を続けていたが、結論には至らなかったことから、平成26年度から改めて本格的に高松市社会福祉協議会交付金の妥当性について検討した結果、高松市社会福祉協議会が各種社会福祉団体の連絡調整や社会的弱者対策の推進、地域福祉活動の充実など、公益性、公共性の高い事業を実施し、社会福祉の増進に寄与していることから、引き続き、本市が財政支援を行うことで、地域福祉の推進と充実を図るとの結論に至った。</p> <p>一方、これまでも、高松市社会福祉協議会における運営体制の効率的な見直し及び財務体質の強化による経営改善努力の状況等を踏まえ、補助金の削減を実施してきたところであるが、法人運営事業（人件費）の補助基準を見直し、27年度から29年度までの3年間で、さらに補助金の削減を行うこととした。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度 対象局等	平成18年度 健康福祉部 健康福祉総務課/ 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成19年2月21日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月19日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	火災保険等に係る契約方法の在り方について		
内 容	福祉コミュニティセンター・高松の火災保険・地震保険の加入については、社会福祉法人高松市社会福祉協議会経理規程第52条の規定に基づく指名競争契約を行うに当たり、2者から見積書を徴取しているものの、その見積金額は掛け捨て型と積立型の異なる条件で算定されていたので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、可能な限り同一条件による見積徴取が行えるよう、適切な仕様書を作成するなど、契約方法の在り方を検討されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	10ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei18/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
対 象 団 体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
措 置 結 果	本会建物の火災保険については、平成26年度から、根本的に見直しを図るため、保険仲立人を指名し、本会に適した保険内容を作成し、同一条件により価格競争を行わせ、3者から見積りを徴取し、適切な事務処理を行った。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度 対象局等	平成19年度 産業部 観光課/ 財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第6号	告示日	平成20年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通知日 平成27年3月5日
指摘・意見 の項目	委託料執行状況の確認を適正にすべきもの		
内 容	平成18年度高松市インフォメーションプラザ管理運営業務委託契約書第8条では、事務の執行状況の検査や必要な書類の提出を求めると規定しているが、同管理運営業務委託に係る当初見積書に計上されていない事務経費（運営諸経費）の執行について、口頭による確認を行ったのみで、同規定に基づく必要な書類の確認による事務執行状況の検査を行っておらず、不適切な事務処理となっていたので、今後は、必要に応じ、事務の執行状況の検査や必要な書類の提出を求め、委託料執行状況の確認を適正に行われたい。		
公表文該当 ページ	7ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
措 置 結 果	平成26年度に指摘事項に対する状況調査を行い、平成19年度の高松市インフォメーションプラザ管理運営委託料について、精算時の執行状況を検査し、仕様書・見積書に掲載されている事項との齟齬の検証、適切な執行の後、余剰分の経費を精算戻入していたことを確認した。 なお、以後、適正に事務処理を行っている。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度 対象局等	平成19年度 産業部 観光課/ 財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成20年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	予定価格を表記すべきもの		
内 容	<p>財団財務規程第29条では、契約を締結しようとする場合で、予定価格が80万円以上のものは、原則として2以上の者から見積書を徴しなければならないと規定しており、契約を締結しようとする場合には予定価格を定める必要があるにもかかわらず、財団事務所移転に伴う設備工事及び什器備品等の調達に関する見積依頼何決裁では、予定価格が表記されていなかったため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、見積依頼何決裁に予定価格を表記し、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ページ	8ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
対 象 団 体	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー
措 置 結 果	<p>平成26年度に当該指摘事項に対する状況調査を行い、平成22年度以降の事務処理においては、見積依頼何決裁に予定価格を表記し、適切に事務処理を行っていることを確認した。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

監査実施年度 対象局等	平成19年度 産業部 観光課/ 財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成20年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	契約の履行に係る検査を適正にすべきもの		
内 容	<p>財団財務規程第32条では、契約の適正な履行確保のため、総務企画課長またはコンベンション推進課長の職にある者をもって検査員に充て、必要な検査を行わなければならないと規定しているにもかかわらず、財団事務所移転に伴う設備工事及び什器備品等の調達に係る業務委託契約については、検査員が定められていなかったほか、検査を行う職にある者が検査を行っていなかったため、今後は、同規程に基づき、検査員を置き、契約の履行に係る検査を適正に行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	8ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
対 象 団 体	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー
措 置 結 果	<p>平成26年度に、当該指摘事項に対する状況調査を行い、下記のとおり、適正に事務処理を行っていることを確認した。</p> <p>① 契約履行の検査については、財団法人高松観光コンベンション・ビューロー財務規程第32条に規定する職にある者が空席であったことから、平成20年3月28日に同規程を一部改正し、「総務企画部長」を検査員と定め、以後、適正に事務処理を行っている。</p> <p>② 平成21年3月30日に、同規程を一部改正し、「総務企画部長またはこれに準ずるもの」を検査員と定め、以後、適正に事務処理を行っている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

監査実施年度 対象局等	平成19年度 産業部 観光課/ 財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成20年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	非課税とされる通勤手当の額を適正にすべきもの		
内 容	所得税法施行令第20条の2では、非課税とされる通勤手当の額を規定しているが、財団職員の通勤手当の支給において、非課税とされる通勤手当の額を誤り、一部不適切な事務処理となっていたので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	8ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
対 象 団 体	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー
措 置 結 果	<p>平成26年度に、当該指摘事項に対する状況調査を行い、下記のとおり、適正に事務処理を行っていることを確認した。</p> <p>① 非課税とされる通勤手当の額については、平成20年度から、所得税法施行令に基づき、適正に処理している。</p> <p>② 平成26年に一部改正があった通勤手当の非課税限度額の引き上げについても適正に対応している。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

監査実施年度 対象局等	平成19年度 産業部 観光課/ 財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成20年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	固定資産に係る財務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>公益法人会計基準第2の1では、貸借対照表の内容について、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならないと規定しているが、財団の平成18年度末現在の貸借対照表には、保有する固定資産である車両が計上されておらず、不適切な事務処理となっていたので、今後は、同規定に基づき、固定資産に係る財務処理を適正に行われたい。</p>		
公表文該当 ページ	8ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
対 象 団 体	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー
措 置 結 果	<p>平成26年度に、当該指摘事項に対する状況調査を行い、平成22年度決算書において、固定資産に係る財務処理について、車両とリサイクル預託料を分けて計上していることを確認した。 以後、適正に事務処理を行っている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

監査実施年度 対象局等	平成19年度 産業部 観光課/ 財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成20年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	管理運営業務に係る決算処理を明確にすべきもの		
内 容	財団が提出した平成18年度高松市インフォメーションプラザ管理運営業務委託料収支精算書では、委託料決算額は契約金額と同額となっていたが、同管理運営業務に係る財団の平成18年度収支計算書及び経理書類等を照合したところ、当該経費の一部が他の決算科目で処理されており、当該経費の執行状況については、決算書類上、明確に区分されていなかったため、今後は、財団の決算科目と同管理運営業務項目の整合性を図るなど、管理運営業務に係る決算処理を明確にされたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	9ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
対 象 団 体	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー
措 置 結 果	平成26年度に、当該指摘事項に対する状況調査を行い、平成19年度以降の決算書において、管理運営業務に係る決算処理が明確に行われていることを確認した。 以後、適正に事務処理を行っている。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

監査実施年度 対象局等	平成19年度 産業部 観光課/ 財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成20年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	会計処理の適正化・合理化について		
内 容	<p>平成18年度財団収支計算書では、分担金収入として社会保険料本人負担金が計上されていたが、同負担金については、公益法人会計基準に照らし、預り金として処理すべきであるので、今後は、分担金収入に係る経理を訂正し、預り金として事務処理されたい。</p> <p>また、正確かつ迅速な会計処理を行うため、会計処理ソフトの導入を検討するなど、更なる会計処理の適正化・合理化に努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	9ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z331.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
対 象 団 体	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー
措 置 結 果	<p>平成26年度に、当該意見に対する状況調査を行い、平成23年5月1日から、会計処理ソフトを導入し、適正化・合理化に努めていることを確認した。以後、引き続き、会計処理の適正化・合理化に努めている。</p>